

再確認!!

## 「事故時の措置」について準備できていますか？

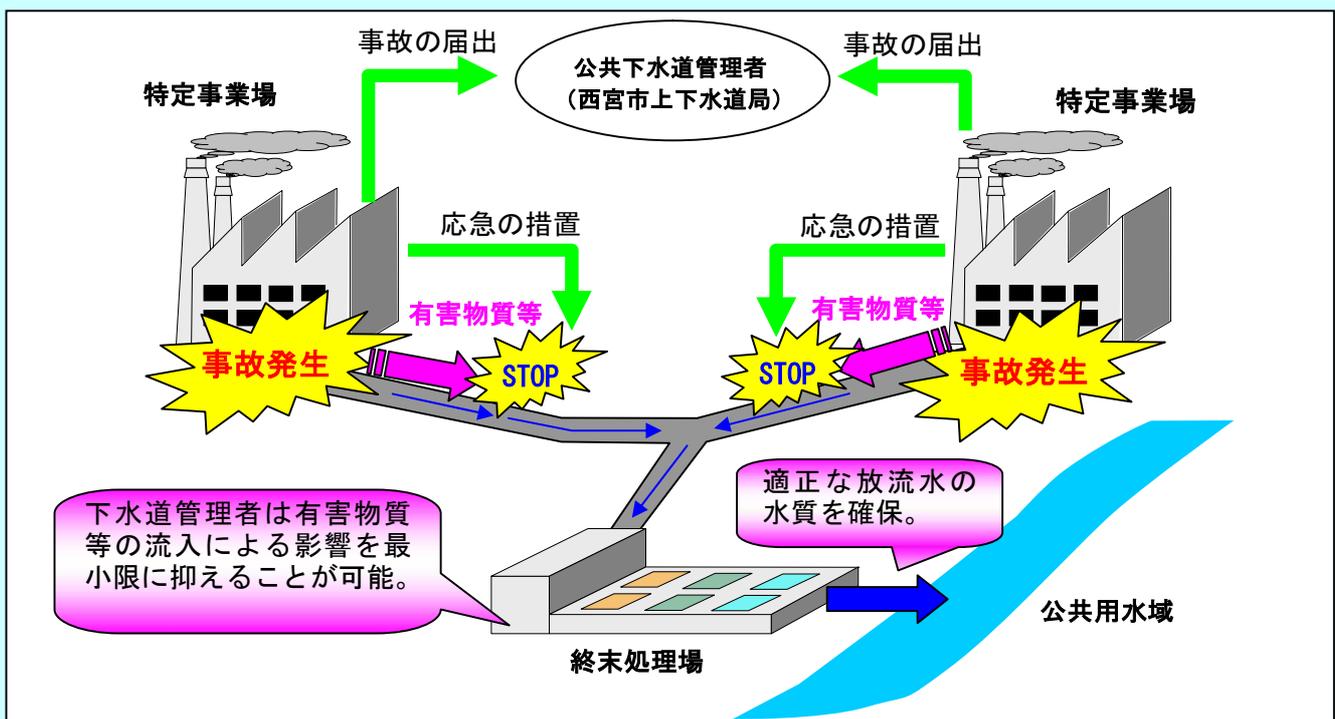
(特定事業場において、有害物質又は油を含む下水が公共下水道に流入する事故が発生した場合における応急の措置、及び公共下水道管理者への届出の義務付け)

### ●有害物質等流入事故とは

- ・ **有害物質流入事故**とは、自然災害等発生原因を問わず特定事業場内において除害施設等の機能の停止、貯蔵タンクや配管等の破損、操作ミス等により、**有害物質を含む下水が公共下水道に流入**するような事態です。

### ●平成 17 年 11 月の下水道法改正に伴い、「事故時の措置」を義務付けしています。

- ・従前は事業場の自主性に委ねられていましたが、下水道法の改正により特定事業場における「**事故時の措置**」が**義務付け**されています。
- ・特定事業場で事故が発生した場合には「**事故時の措置**」として、**事故時の応急の措置**及び**公共下水道管理者（西宮市上下水道局）への届出**が必要です。
- ・適切な応急の措置が講じられていない場合は、**公共下水道管理者（西宮市上下水道局）が応急の措置を講ずるべきことを命じます**。
- ・応急の措置の命令に違反した場合、**罰則**が適用されます。  
具体的には、**懲役 6 ヶ月以下又は罰金 50 万円以下**とする罰則規定が設けられています。



事故時の措置のイメージ（下水道法第 12 条の 9）

(出典：「有害物質等流入事故対応マニュアル 平成 17 年 11 月」国土交通省都市・地域整備局下水道部)

**西宮市上下水道局では事故への対応を迅速かつ適切に行うため、  
特定事業場の方々へ以下をお願いをしております。**

- ①特定事業場内で業務上、使用している、または保管している有害物質や油を申告してください。  
⇒事故が発生した時に、下水道へ流入した物質に応じた対策措置を指導するために情報提供をお願いしています。
- ②特定事業場内の事故に関する情報を集約し、公共下水道管理者（西宮市上下水道局）に届出を行う管理担当者を定めてください。  
⇒事故が発生した時に、「連絡体制の不備による対応の遅れ」、「被害の拡大」を防ぐために事業場を代表する「管理担当者（連絡の窓口となる方）」の申告をお願いしています。
- ③事故が発生した場合の応急措置の方法、連絡体制を事業場の皆様で定期的に確認してください。  
⇒事故が発生した場合、事業場の皆様による迅速な応急措置が「被害の拡大防止」に最も効果的です。いざという時にあわてないように、日頃から事業場の皆様で応急措置の方法等を確認しておきましょう。

**事故時の措置の対象となる物質及び油**

**水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる28種類の物質及びダイオキシン類**

カドミウム及びその化合物	1,1,1-トリクロロエタン
シアン化合物	1,1,2-トリクロロエタン
有機燐化合物	1,3-ジクロロプロペン
鉛及びその化合物	チウラム
六価クロム化合物	シマジン
砒素及びその化合物	チオベンカルブ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ベンゼン
ポリ塩化ビフェニル	セレン及びその化合物
トリクロロエチレン	ほう素及びその化合物
テトラクロロエチレン	ふっ素及びその化合物
ジクロロメタン	アンモニア、アンモニア化合物
四塩化炭素	亜硝酸化合物及び硝酸化合物
1,2-ジクロロエタン	ダイオキシン類
1,1-ジクロロエチレン	塩化ビニルモノマー
1,2-ジクロロエチレン	1,4-ジオキサン

**水質汚濁防止法施行令第3条の3 各号に掲げる7種類の油類**

原油	灯油
重油	揮発油
潤滑油	動植物油
軽油	

●このリーフレットに関するご意見・疑問点は下記までご連絡ください。

〒663-8143 西宮市枝川町20番128号

西宮市上下水道局 下水道部 下水浄化センター 管理チーム

TEL (0798) - 47-8402